2026年4月改訂版

スーパーフェニックス

ニッセイ長期定期保険

長期にわたる「死亡保障」を備えられ、退職慰労金等の財源として活用もできる保険

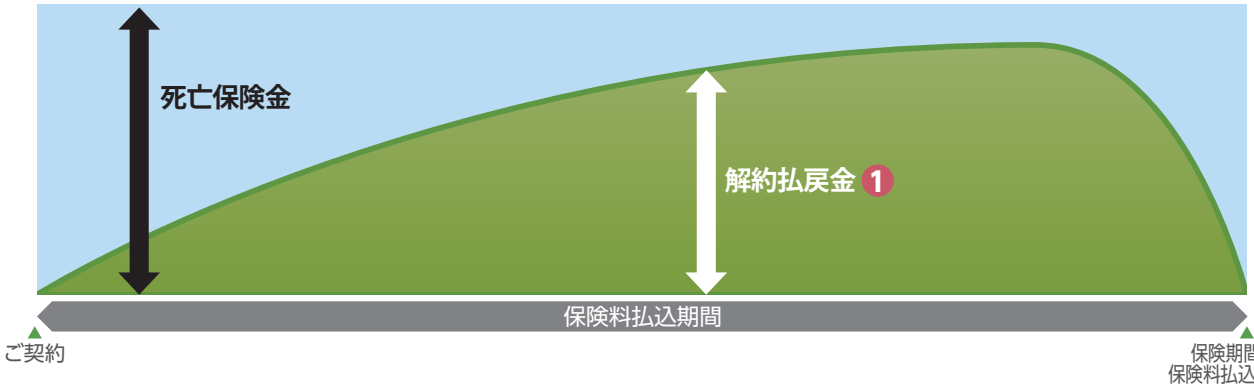

ポイント1 万一のときの死亡保険金を、事業保障資金や退職金等の財源として活用できます！

●事業保障資金、死亡退職金・弔慰金、事業承継資金等の財源とすることで、万一のときの会社の資金不足や遺族・後継者に対する資金確保等に備えることができます。

ポイント2 ご勇退のときに、解約払戻金❶を役員等の退職慰労金の財源として活用もできます！

●解約払戻金❶の受取時には、解約払戻金❶と資産計上額の差額を「益金（損金）」に算入してください。
※税務の取扱いについては「税務の取扱いに関するご留意点（裏面）」を必ずご確認ください。

ポイント3 その他便利な制度等もご利用になれます！

●一時的に資金が必要になったとき、所定の金額まで契約貸付制度❷をご利用になれます。
●保険料払込済の終身保険に変更❸することができます。
●リビング・ニーズ特約❹が付加されているので、余命6カ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部が受取れます。

主な*取扱条件等

個人契約・法人契約ともに可

主な保障内容	保険金額		契約年齢範囲	保険期間
	最低保険金額	最高保険金額		
死亡保険金	1,000万円	7億円	18～79歳	81～98歳（1歳きざみ）・100歳満了

更新	解約払戻金 ❶	配当金 ❺	付加できる特約
不可	有	有配当（積立配当方式）	●リビング・ニーズ特約 ❹（自動付加）

＊代表的な取扱条件等を記載したものであり、契約内容・診査方法等によっては、上記の記載内容と異なる場合があるため、詳しくは取扱担当者にご確認ください。
※当資料における年齢は、満年齢で記載しております。ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日（契約応当日）ごとに1歳を加えて計算しております。

■保険金等のお支払事由に関する制限事項やお取扱いできない事項等については、「ご検討に際してご留意いただきたい点（裏面）」を必ずご確認ください。
■当資料の●付数字につきましては、「ご検討に際してご留意いただきたい点（裏面）」の該当箇所を示しておりますので、あわせてご確認ください。

〈募集代理店〉
JP INSURANCE かんぽ生命

〈引受保険会社〉
NISSAY 日本生命保険相互会社

ご検討に際してご留意いただきたい点

■当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。
■詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。
■当資料でご紹介しております商品の「契約概要」などを希望される場合には、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口にご請求ください。

❶ 解約払戻金について

●解約払戻金は経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の途中から次第に減少し、満了時にはなくなります。解約払戻金額は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
(解約払戻金の水準は保険種類等によって異なります。)
●解約日時点で、未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。

❷ 契約貸付制度について

●貸付期間は貸付日から1年間です。
●契約貸付の貸付金には利息がつきます。利息は、所定の利率により複利で計算します。この利率は金融情勢等により変動することがあります。
●解約払戻金の減少や貸付金に対する利息により、貸付の元利金が解約払戻金を超過した場合、保険期間の途中でご契約を解除します。なお、一旦解除されたご契約を元に戻すことはできません。

❸ 保険料払込済の終身保険(払済保険)への変更について

●通常、変更前に比べ、変更後の保険金額は小さくなります。
●払済保険には変更日の終身保険の約款を適用し、払済保険金額は、変更前契約の解約払戻金額、変更日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
●払済保険へ変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合等は、払済保険への変更はできません。
●申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は利用できません。

❹ リビング・ニーズ特約について

●余命6カ月以内と判断されるとき、死亡保険金額の範囲内、かつ一時金最高3,000万円以内の金額から6カ月分の利息(所定の利率により計算します。)と保険料相当額を差引いた金額をお支払いします。この利率は金利水準等により変動することがあります。
●保険期間満了前1年以内の死亡保険金額は、特約保険金としてお支払いできません。

❺ 配当について

●配当金は、当社所定の利率により計算した利息をつけて積立てます。この利率は金利水準等により変動することがあります。
●当社の決算状況等によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。

高額割引制度について

●割引適用基準額が3,000万円以上の場合には、高額割引制度を適用し、保険料の割引を行います。割引適用基準額が5,000万円以上の場合は、さらに優遇された割引を適用します。
●減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

税務の取扱いに関するご留意点

●税務の取扱い等については、2026年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
●個別の税務の取扱い等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
●経理処理の詳細については「日本生命 保険税務のしおり」等をご参照ください。
●詳しいご検討にあたっては、「法人向け保険商品注意喚起ビラ」をご覧ください。

募集代理店　かんぽ生命からのお知らせ

●この保険は、株式会社かんぽ生命保険が募集代理店として取扱う生命保険です。「募集代理店　かんぽ生命からのお知らせ」を必ずご確認ください。

その他の注意事項

●ご契約の内容によっては、ご加入から保険金のお支払事由が生じるまでの期間により、払込保険料の合計額がお支払いする保険金額を上回ることがあります。
●当資料の記載内容は、2026年4月現在における取扱条件を前提としています。

〈引受保険会社〉
日本生命保険相互会社
本　　店：〒541-8501　大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部：〒100-8288　東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021(ニッセイコールセンター)

ホームページ　https://www.nissay.co.jp

〈募集代理店〉
株式会社 かんぽ生命保険
本社　〒100-8794　東京都千代田区大手町2-3-1
かんぽコールセンター　電話：0120-552-950

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。

(㊞日本25-8933,26/3/25,代理店業務部)
26.3